

指定管理者制度導入施設評価票

評価対象年度	令和4年度		
施設名	向浜スポーツゾーン	設置年	平成 23 年
所在地	秋田市新屋町字砂奴寄4-6		
指定管理者	一般財団法人秋田県総合公社		
県所管課	スポーツ振興 課 調整・スポーツ活性化 チーム		

1 施設の概要

設置目的	向浜スポーツゾーンの利用を通じ、スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。					
県の施策上の施設の位置付け	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における、当該施設の位置付け・目標					
	スポーツ施設の充実とスポーツに親しむ環境の整備を行うとともに、主要施設として、野球場、向浜運動広場、プール、スケート場があり、スポーツによる交流人口の拡大を推進する重要な施設と位置付けている。 新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における目標を達成するための取組として、当該施設に求められているもの スポーツ大会のみならず、文化・芸術活動や大規模文化イベントを開催し、幅広い世代の集客による施設の有効利用を図り、年間を通じた利用機会を提供することにより、施設の効果的な利用による集客増加と収益収入の拡大を推進すること。					
施設の面積	(野球場) 敷地面積 214,478.00㎡、建床面積 9,892.53㎡、延床面積 5,666.51㎡ (向浜運動広場) 敷地面積 214,478.00㎡ (プール) 敷地面積 214,478.00㎡、建床面積 11,544.57㎡、延床面積 14,160.15㎡ (スケート場) 敷地面積 84,436.10㎡、建床面積 14064.28㎡、延床面積 14064.28㎡					
主な設置施設	(野球場) ロッカールーム、シャワールーム、更衣室、屋内練習場、会議室 (プール) 50mプール、25mプール、飛込プール、トレーニングルーム、会議室、更衣室、貴賓室 (スケート場) 更衣室、医務室、喫茶室、ミーティングルーム、指導員室					
指定管理業務の内容	料金制	有 (利用料金併用制 ・ 完全利用料金制) (無) (指定管理料制)				
	料金設定	別紙資料のとおり				
	サウンディング実施対象施設※	○	←○、×を記入			
	指定期間	R3.4.1	～	R8.3.31		
	営業期間・時間	各施設条例による				
		(1) 向浜スポーツゾーンに係る使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務 (2) 向浜スポーツゾーンの施設及び設備の維持管理に関する業務 (3) 向浜スポーツゾーンの利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務				
自主事業の内容	【イベント等】クリスマスフェスティバル・バレンタインイベント (スケート場) 【施設開放】 スポーツの日・県の記念日無料開放 (運動広場・総合プール)、オープンサービス・閉場サービス (スケート場) 【県立スケート場】 キッズスケート教室・ジュニアスケート教室・冬休みスケート教室・放課後スケートクラブ・ステップアップスケート教室・スケート初心者教室・個人レッスン 【県立野球場】 県民開放・こまち杯 【県立向浜運動広場】 向浜テニス教室 【県立総合プール】 キッズサマースイミング・ジュニアサマースイミング・親子deレスキュー・キッズスイミング・ジュニアスイミング・おとなのためのスイミング・ベビースイミング・ワンポイントレッスン					
直近3年の年間利用者数	R 2	149,945 人	R 3	224,474 人	R 4	265,360 人
直近3年の年間料金収入	R 2	42,017 千円	R 3	54,047 千円	R 4	62,931 千円
直近5年の収支決算 (単位: 千円)	H 3 0	R 元	R 2	R 3	R 4	
収入計	340,475	337,248	336,323	350,692	362,078	
利用料収入						
指定管理料	330,509	330,509	335,061	345,070	355,233	
その他収入	9,966	6,739	1,262	5,622	6,845	
支出計	313,782	299,974	307,800	335,343	360,610	
人件費	106,112	109,511	117,642	115,225	114,528	
人件費以外	207,670	190,463	190,158	220,118	246,082	
差引	26,693	37,274	28,523	15,349	1,468	

※単年度維持管理・運営費が1億円以上の公募施設について、民間事業者の意見を参考に運営手法や公募要件を検討するため、指定期間終了の2～3年前にサウンディング (官民対話) を実施する。

2 観点ごとの評価

(観点 I) 施設の設置目的(施設の目指す姿)の達成に関する取組

【ポイント】

施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための取組がなされ、その効果があったか。

○指定期間における運営方針・施設の利用目標

※協定書に記載した運営方針・施設の利用目標を記載
(R6年度以降に指定管理を開始・更新する施設から基本協定書に定めることとなっているため、それまでは記載不要)

○目標の設定(毎年度、県と指定管理者が協議の上、業務計画書に定める目標)

令和4年度の目標	利用者数 310,500人 (野球場 95,000人、向浜運動広場 24,000人、プール 128,500人、スケート場 63,000人)
----------	--

○指定管理者による実績報告

直近3年の実績	年度	R元年度	R2年度	R3年度
	目標	363,454	311,600	330,200
実績	363,993	149,945	224,474	
達成率	100.1%	48.1%	68.0%	
令和4年度の実績	実績	265,358	達成率	85.5%
	具体的な取組とその効果	プールや野球場において、シーズン前半に観客制限があったことやスケート場における大規模催事の中止の影響により、目標を達成できませんでした。しかしながら、シーズン後半には観客制限が無くなったことなどから少しずつ利用者が回復し、前年度より40,884人増と大きく回復しました。		
令和5年度の目標(設定根拠)	目標	利用者数 290,200人 (野球場 86,000人、向浜運動広場 21,900人、プール 122,500人、スケート場 59,800人)		
	設定根拠	過去の利用実績を踏まえたうえで、令和5年度の各施設における大規模催事や大会などの使用予定及び主催事業・教室の開催計画を考慮して設定しました。		

※指標が複数ある場合は欄を適宜追加すること。

(観点 I) の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	B	令和4年度は目標に届きませんでしたが、これらはシーズン前半において、まだまだコロナ禍の影響が残っていたことによる観客制限があったことや、大規模催事におけるやむを得ないキャンセルによるものであり、概ね目標は達成できたと考えています。
県(所管課)	B	新型コロナウイルスの影響により、多くの利用者数が見込める大規模な大会の観客数が制限がされたこともあり、目標には到達していない。しかし、昨年度と比較して、利用者数は回復傾向にあることから、目標達成に向けた施設利用を促進していただきたい。	

【評価基準】次の基準により評価。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

また、施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための、指定期間における運営方針・施設の利用目標について、指定期間開始年度から評価対象年度までの達成状況をコメント欄に記載すること。

A: 目標達成(数値目標の場合は100%以上)

B: A及びC以外

C: 目標達成に向けて改善が必要(数値目標の場合は80%未満)

(観点Ⅱ) 施設の有効性(利用者の満足度)の向上に関する取組

【ポイント】

サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

利用者満足度の状況 (直近3年)	R元年度		R2年度	R3年度
	90.5%		91.2%	88.5%
令和4年度の実績	実績	91.4%		
	具体的な取組とその効果	寄せられたご意見や要望に対しては、所内で対応を検討し、全てのご意見に対して回答することはもちろん、“すぐできるものはすぐ改善する”ことをテーマに迅速な対応を事務所全体の目標として実施してきました。すぐに対応ができないご意見についても、利用者に丁寧な説明を行い理解を求めてきました。今後も利用者の声を大切にし、よりよい施設の管理運営に努めてまいります。		

(観点Ⅱ) の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	A	利用者満足度は年々増加し、令和4年度も91%を超える高い評価となっております。これは、利用者の声を反映した適切な管理運営はもちろん、迅速な対応を行ってきた結果であり、利用者目線に立った管理運営に努めてきた結果であると考えております。これからも、利用者目線に立った管理運営に努めることはもちろん、さらなる満足度の向上に向けて努力してまいります。
県(所管課)	A	過去3年を含む利用者満足度の平均は90%を上回っており、利用者の立場に寄り添った利用しやすい環境整備や、アンケート内の意見・要望等に可能な限り対応していることが一因になっていると推察される。今後もサービスの質を維持・向上に資する取組を継続していただきたい	

【評価基準】次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A：満足度80%以上 B：A及びC以外 C：満足度60%未満

(観点Ⅲ) 効率性の向上等に関する取組

(1) 経費の低減

【ポイント】

施設の管理運営(指定管理業務)に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和4年度の実績	経費の低減実績	価格高騰の影響により、光熱水費が前年度比22.2%の増加となりましたが、経費の総額では前年度比7.5%の増加で抑え、光熱水費の高騰分をその他の支出で抑えるよう努力したことから、経費低減に対する効果はあったものと考えております。
	具体的な取組とその効果	消耗品等ではより安価に調達できるよう、運営本部事務局が取りまとめて一括で単価契約を締結したほか、直営作業が可能なものについては、資材や部品代のみで速やかに修繕や補修の対処を行ってまいりました。また、施設設備機器の運転などに際しては標準化したマニュアルに加え、「建築物保守・点検マニュアル」の策定により設備機器の定期的な予防保全に努めたほか、計画的かつ効果的な形で管理計画を策定するなど、ローコストかつ効率的な取り組みを推進してきたことが、経費低減につながったと考えております。

※費用の総額では効果が計れない場合は、例えば利用者1人当たりの単価を算出する方法等も考えられる。

(2) 収入の増加 ※指定管理料制施設を除く

【ポイント】

収入を増加するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和4年度の実績	収入の増加実績	
	具体的な取組とその効果	

(観点Ⅲ) の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	C	光熱水費の価格高騰により、経費については前年度比が増加となりましたが、その他の支出で経費を抑えることにより、最低限の増加に抑えることができました。今後も少しでも多く経費を削減できるよう努めてまいります。
	県(所管課)	B	原油価格高騰等の影響を背景とした、施設性質的な理由による維持管理費の急激な増加も相まって、光熱水費の大幅な増加を余儀なくされたが、施設修繕を直営で行うなど業務の改善を図ることにより、その他の経費の削減努力を重ね、総額の経費をそれ以下に抑えている。今後も施設の効率的な運営に努めていただきたい。

【評価基準】 次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A：(1) 経費の低減、(2) 収入の増加とも前年比で5%以上改善

B：A、C以外

C：(1) 経費の低減、(2) 収入の増加とも前年比で5%以上悪化

(観点Ⅳ) 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

【ポイント】

施設の管理運営(指定管理業務)の適切な実施に向けた具体的な取組がなされ、その効果があつたか

○指定管理者による実績報告

令和4年度の実績	<p>【サービス向上の取組について】</p> <p>→接客能力向上や法令の遵守など社員のレベルアップを目的に、「顧客対応研修」や「コンプライアンス研修」行いました。</p> <p>日常管理では、「お客様目線に立つこと」をサービスの基本とし、清潔で居心地が良く利便性に優れた施設環境の提供を目指して取り組みました。</p> <p>また、利用者へは適切な施設情報が提供できるよう、掲示物や配布物を工夫するなど、きめ細かな情報サービスの提供に努めました。</p> <p>冬期間の除雪作業は社員による作業とし、大型除雪ドーザーに加えて小型ロータリー除雪機、バケットを取り付けたトラクターなど、降雪状況や除雪箇所に応じて機材を機動的に使い分けるなどして、利用者が安全に来場できるよう作業を行いました。</p> <p>利用者アンケートや直接寄せられるご意見・ご要望は、速やかに検討を行い、運営やサービスに反映できるものについては、積極的に取り込んでいくことでお客様目線に立った施設運営という基本姿勢のもと、誰もが気持ちよく快適に使いやすい施設づくりの実現に取り組みました。さらに、利用者目線からの意見を直接聞き、サービス向上へ活用していくための意見交換の場としてプール・スケート場を日常利用していただいている団体と利用者との意見交換会を開催しました。貴重な意見を今後の管理運営とサービス向上のために、活かしてまいります。</p> <p>【個人情報を適切に管理するための取組について】</p> <p>→個人情報保護法及び県の個人情報保護条例を遵守するとともに、公社で定めた「個人情報保護規程」を十分理解し、個人情報の収集の制限や利用及び提供の制限など、規程に基づき厳正な管理を行ったほか、「コンプライアンス研修」を実施し社員の危機管理能力の向上に努めました。</p> <p>「個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」については、施設受付内の利用者の目に触れる場所に掲示し周知を図っており、事務所内での朝礼やミーティング時に社員としての心構えなどを再確認し、個人情報の適正な取り扱いを徹底しました。</p> <p>さらに、執務パソコンからの情報漏洩や不正な使用を防ぐため、社員用のパソコンには使用状況を把握するソフトを活用し、個人情報に関する電子データの持ち出しを禁止するとともに、データ流出の原因のひとつとなるインターネットにおける不正アクセスや不正ソフトの導入を禁止するなどして、社内コンプライアンスの厳守を徹底させ、情報の適正管理を引き続き実施してまいります。</p>
----------	--

(観点Ⅳ) の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	A	社員のレベルアップを目的とした研修の実施、利用者への的確な情報提供、冬期間の除雪サービスの対応、利用者アンケートや意見交換会の実施など、利用者の目線に立った施設の管理運営に努めてきました。この結果は利用者満足度にも現れております。また、個人情報保護規程の理解、コンプライアンス研修の実施など、情報流出を防ぐ対応や危機管理能力の向上にも確実に取り組んでおり、利用者が安心して来場できる環境を整えております。今後も利用者目線に立った管理運営に努めてまいります。
	県(所管課)	A	昨年度に引き続き、コロナ禍による利用者数の制限がありながらも、利用者数及び利用者満足度については、職員研修による能力向上や、施設利用者からの意見・要望に可能な限り対応することにより、提供するサービスの向上が図られ、昨年度を上回っている。コロナ禍による制限も徐々に緩和されてきていることから、次年度以降は設定目標達成を目指すことにより、適正な管理運営に努めていただきたい。

【評価基準】 A：順調(改善点なし)、B：概ね順調(重大な問題点なし)、C：改善が必要(重大な問題点あり)
 県(所管課)の評価においては、モニタリング結果を踏まえて評価を行う。

【県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方】

※全施設記載

<p>○県の施策の達成状況 (施設を運営することで、県の施策がどの程度達成されたか等) 施設によっては各種大会のメイン会場となるため、関係団体との調整を行うことで一般利用者にも配慮し、公平性・平等性を確保することによって、「第4期秋田県スポーツ推進計画」の中にある、幅広い世代の集客による施設の有効利用を図っていることから、県の施策に貢献していると考えられる。</p>
<p>○施設運営の課題 各施設において経年劣化が見られ、設備機器等が耐用年数を迎えるため、今後も計画的な施設の修繕・更新を実施する必要があるが、十分な予算が計上されていない。</p>
<p>○今後の方向性 (県の施策の達成状況や課題を踏まえて、今後所管課としてどのように対応していくか等) 各施設の利便性向上のため、予約システム等を活用して施設利用を促進し、競技経験者以外の一般利用者も気軽に利用できるような環境を整備することで、幅広い世代の集客による施設の有効利用を図る。</p>

【外部有識者委員会による評価（提言）】

※外部有識者委員会の評価対象となる約20施設について記載

評価（提言）
<p>○施設の管理運営状況について (（観点I）～（観点IV）に対するコメントを記載)</p>
<p>○県の施策達成に向けた施設運営について (県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方を踏まえてコメントを記載)</p>

【外部有識者委員会による評価（提言）を踏まえた今後の対応方針】

今後の対応方針
<p>指定管理者 (施設の管理運営等について今後の対応方針を記載)</p>
<p>県所管課 (県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針を記載)</p>